

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2026年3月16日改定）

掲載日 2025年12月23日（2026年1月26日更新）

■振替規定

現行	改定後
<p>1 適用範囲</p> <p>加入者の振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から預り金を払い出して加入者の指定する他の振替口座に振り替える取扱い（国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第3項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「電信振替」といいます。）は、当行が別に定める場合を除き、この規定により取り扱います。</p>	<p>1 適用範囲</p> <p>加入者の振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から預り金を払い出して加入者の指定する他の振替口座に振り替える取扱い（国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「電信振替」といいます。）は、当行が別に定める場合を除き、この規定により取り扱います。</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2025年7月8日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2026年3月16日</u>から実施します。</p>

■振込規定

現行	改定後
<p>1 適用範囲</p> <p>振込依頼書、当行所定の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）又は当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）による振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」といいます。）あての振込（振込依頼書による当行所定の相続による払戻金又は全部払戻しの請求による払戻金から当行所定の振込料金を控除して振込資金とする他の金融機関の国内本支店にある受取人の預貯金口座あての振込（以下これらをあわせて「相続等に係る振込」といいます。）を含み、国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第3項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「振込」といいます。）については、この規定により取り扱います。</p>	<p>1 適用範囲</p> <p>振込依頼書、当行所定の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）又は当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）による振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」といいます。）あての振込（振込依頼書による当行所定の相続による払戻金又は全部払戻しの請求による払戻金から当行所定の振込料金を控除して振込資金とする他の金融機関の国内本支店にある受取人の預貯金口座あての振込（以下これらをあわせて「相続等に係る振込」といいます。）を含み、国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「振込」といいます。）については、この規定により取り扱います。</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月26日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2026年3月16日</u>から実施します。</p>

■国際送金規定

現行	改定後
<p>1 適用範囲</p> <p>次に掲げる国際送金取引（以下「国際送金」といいます。）については、この規定により取り扱うものとし、当行が特に必要があると認めて国際送金に準ずる取引を行う場合には、当行が別に定めるところによりこれを取り扱います。</p> <p>① ゆうちょの国際送金</p> <p>② <u>口座間送金</u></p> <p>③ 国内非居住者円貨建て送金</p>	<p>1 適用範囲</p> <p>次に掲げる国際送金取引（以下「国際送金」といいます。）については、この規定により取り扱うものとし、当行が特に必要があると認めて国際送金に準ずる取引を行う場合には、当行が別に定めるところによりこれを取り扱います。</p> <p>① ゆうちょの国際送金</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 国内非居住者円貨建て送金</p>
<p>2 取扱店の範囲</p> <p><u>口座間送金の調査請求、取消しの請求並びに事故の訂正及び</u>国内非居住者円貨建て送金は、当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。ゆうちょの国際送金は当行所定のホームページにて行うことができます。</p>	<p>2 取扱店の範囲</p> <p>国内非居住者円貨建て送金は、当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。ゆうちょの国際送金は当行所定のホームページにて行うことができます。</p>
<p>3 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 口座間送金</u></p> <p><u>口座間送金とは、2025年8月31日までに、本支店等で、当行所定の書類を提出して請求する方法で、口座の預り金から送金資金を払い出し、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、本邦と口座間送金を交換していた国又は地域において受取人の銀行口座等に送金資金を入金</u></p>	<p>3 定義</p> <p>(1) (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年3月16日改定）**

現 行	改定後
<p><u>するものをいいます。</u></p> <p>(3) 国内非居住者円貨建て送金 国内非居住者円貨建て送金とは、外国為替及び外国貿易法上の（非）居住者と非居住者との間において、差出人の口座の預り金から送金資金を払い出し、差出人の指定する他の口座に振り替える取扱い又は他の金融機関の国内本支店にある受取人の銀行口座等に振り込む取扱いとして当行が受け付けたものをいいます。</p> <p>(4) 交換国 交換国とは、本邦とゆうちよの国際送金を交換する国又は地域で、当行が公表したものをいいます。</p> <p>(5) 表示貨幣 表示貨幣とは、ゆうちよの国際送金において送金金額の表示に使用する通貨をいいます。</p> <p>(6) 関係銀行等 関係銀行等とは、国際送金に関して、当行が行う支払指図の仲介又は交換国若しくは本邦内において受取人の銀行口座等への送金資金の受入れを行う銀行等をいいます。</p> <p>(7) 利用者 口座の加入者のうち、第5条に定める登録を行い、ゆうちよの国際送金を利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p>	<p>(2) 国内非居住者円貨建て送金 国内非居住者円貨建て送金とは、外国為替及び外国貿易法上の（非）居住者と非居住者との間において、送金人の口座の預り金から送金資金を払い出し、送金人の指定する他の口座に振り替える取扱い又は他の金融機関の国内本支店にある受取人の銀行口座等に振り込む取扱いとして当行が受け付けたものをいいます。</p> <p>(3) 交換国 交換国とは、本邦とゆうちよの国際送金を交換する国又は地域で、当行が公表したものをいいます。</p> <p>(4) 表示貨幣 表示貨幣とは、ゆうちよの国際送金において送金金額の表示に使用する通貨をいいます。</p> <p>(5) 関係銀行等 関係銀行等とは、国際送金に関して、当行が行う支払指図の仲介又は交換国若しくは本邦内において受取人の銀行口座等への送金資金の受入れを行う銀行等をいいます。</p> <p>(6) 利用者 口座の加入者のうち、第5条に定める登録を行い、ゆうちよの国際送金を利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p>
<p>7 国際送金の取扱い</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 口座間送金の請求内容について、請求の際に差出人から提出された当行所定の書類の記載内容に不備があったとしてもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p> <p>(6) 国内非居住者円貨建て送金の請求は、振替規定第3条（電信振替）（第2項を除きます。）又は振込規定第3条（振込の依頼）（第2項を除きます。）により行ってください。</p> <p>(7) <u>ゆうちよの国際送金及び国内非居住者円貨建て送金</u>の請求を受け付けるに当たっては、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律（次条第3項①において「外国為替関連法規」といいます。）の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。</p> <p>(8) ゆうちよの国際送金の請求に当たっては、送金資金を利用者の口座の預り金から払い出すことによりいただきます。</p> <p>(9) <u>ゆうちよの国際送金及び国内非居住者円貨建て送金</u>の請求に当たっては、当行所定の料金をいただきます。</p> <p>(10) 国内非居住者円貨建て送金の請求があったときは、当行所定の方法により、差出人控書類（振替規定又は振込規定に定める書類をいいます。以下同じとします。）を交付しますので、国際送金の内容を確認してください。この差出人控書類は、国際送金の受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。</p>	<p>7 国際送金の取扱い</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 国内非居住者円貨建て送金の請求は、振替規定第3条（電信振替）（第2項を除きます。）又は振込規定第3条（振込の依頼）（第2項を除きます。）により行ってください。</p> <p>(6) <u>国際送金</u>の請求を受け付けるに当たっては、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律（次条第3項①において「外国為替関連法規」といいます。）の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。</p> <p>(7) ゆうちよの国際送金の請求に当たっては、送金資金を利用者の口座の預り金から払い出すことによりいただきます。</p> <p>(8) <u>国際送金</u>の請求に当たっては、当行所定の料金をいただきます。</p> <p>(9) 国内非居住者円貨建て送金の請求があったときは、当行所定の方法により、送金人控書類（振替規定又は振込規定に定める書類をいいます。以下同じとします。）を交付しますので、国際送金の内容を確認してください。この送金人控書類は、国際送金の受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。</p>
<p>8 国際送金の成立及び解除</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2項により<u>ゆうちよの国際送金又は国内非居住者円貨建て送金</u>が成立した後であっても、当行が次の一にでも該当すると認めるときは、当行において<u>ゆうちよの国際送金又は国内非居住者円貨建て送金</u>を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>8 国際送金の成立及び解除</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 前2項により<u>国際送金</u>が成立した後であっても、当行が次の一にでも該当すると認めるときは、当行において<u>国際送金</u>を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>9 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>(1) 国際送金は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができます。</p> <p>なお、前条第1項又は第2項により国際送金が成立した後であって</p>	<p>9 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>(1) 国際送金は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができます。</p> <p>なお、前条第1項又は第2項により国際送金が成立した後であって</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年3月16日改定）**

現 行	改定後
<p>も、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>① 利用者又は<u>差出人</u>（以下これらを併せて「利用者等」といいます。）及び受取人（利用者等には代理人を含むほか、利用者等又は受取人が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。②において同じとします。）が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">A～G （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p>	<p>も、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>① 利用者又は<u>送金人</u>（以下これらを併せて「利用者等」といいます。）及び受取人（利用者等には代理人を含むほか、利用者等又は受取人が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。②において同じとします。）が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">A～G （同左）</p> <p>② （同左）</p> <p>(2)～(3) （同左）</p>
<p>10 <u>調査請求</u></p> <p><u>(1) 差出人は、口座間送金の請求後、当行所定の期間において、口座間送金の処理の経過について調査を請求することができます。この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に提出し、かつ、差出人控書類を提示してください。</u></p> <p><u>(2) 総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた口座（第11条第3項において「総合口座」といいます。）の加入者がする口座間送金の処理の経過の調査請求は、前項の当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）又は通帳（以下この項及び第11条第3項において「カード等」といいます。）を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。</u></p> <p><u>(3) 前2項の請求があったときは、当行は、関係銀行等への照会その他の調査をし、その結果を当行所定の方法により差出人に通知します。</u></p> <p><u>(4) 関係銀行等から送金資金が受取人の銀行口座等に受け入れられていない旨の通知があったときは、差出人の指示に従い、口座間送金の再送の取扱い又は送金資金の返却をします。この送金資金の返却については、次条第5項及び第6項を準用します。</u></p> <p><u>(5) 第1項又は第2項の請求については、提示された差出人控書類について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いましたうへは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p> <p><u>(6) 国内非居住者円貨建て送金の請求の内容の照会について、振替規定第7条（電信振替の内容の照会等）又は振込規定第6条（取引内容の照会等）によりそれぞれ取り扱います。</u></p>	<p>10 <u>国内非居住者円貨建て送金の請求の内容の照会</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>国内非居住者円貨建て送金の請求の内容の照会について、振替規定第7条（電信振替の内容の照会等）又は振込規定第6条（取引内容の照会等）によりそれぞれ取り扱います。</p>
<p>11 <u>国際送金の請求の取消し等</u></p> <p>(1) （略）</p> <p><u>(2) 差出人は、口座間送金の請求後、当行所定の期間において、口座間送金の請求の取消しの請求をすることができます。この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に提出し、かつ、差出人控書類を提示してください。</u></p> <p><u>(3) 総合口座の加入者がする口座間送金の請求の取消しの請求は、前項の当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード等を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。</u></p> <p><u>(4) ゆうちょの国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないときは、当行は、送金資金を当行所定の方法により返却します。この場合、返却する金額は、ゆうちょの国際送金の請求の際に払い出した送金金額とします。</u></p> <p><u>(5) 口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、送金資金を当行所定の方法により返却します。この場合、返却する金額は、口座間送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。</u></p> <p><u>(6) 第2項又は第3項の請求については、提示された差出人控書類につい</u></p>	<p>11 <u>国際送金の請求の取消し等</u></p> <p>(1) （同左）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(2) ゆうちょの国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないときは、当行は、送金資金を当行所定の方法により返却します。この場合、返却する金額は、ゆうちょの国際送金の請求の際に払い出した送金金額とします。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年3月16日改定）**

現 行	改定後
<p><u>て当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いましたうへは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p> <p>(7) 国内非居住者円貨建て送金の請求の依頼内容の変更については振込規定第7条（依頼内容の変更）により、取消し又は組戻しについては、振替規定第8条（電信振替の請求の取消し）又は振込規定第8条（組戻し）によりそれぞれ取り扱います。</p> <p>(8) 関係銀行等による取消しの拒絶、法令による制限、政府又は裁判所等の公的機関の措置等により資金の返戻がない場合には、取消しの取扱いができないことがあります。この場合は、当行所定の方法によりその旨を利用者等に通知します。</p>	<p>(3) 国内非居住者円貨建て送金の請求の依頼内容の変更については振込規定第7条（依頼内容の変更）により、取消し又は組戻しについては、振替規定第8条（電信振替の請求の取消し）又は振込規定第8条（組戻し）によりそれぞれ取り扱います。</p> <p>(4) 関係銀行等による取消しの拒絶、法令による制限、政府又は裁判所等の公的機関の措置等により資金の返戻がない場合には、取消しの取扱いができないことがあります。この場合は、当行所定の方法によりその旨を利用者等に通知します。</p>
<p>12 事故の取扱い</p> <p>(1) ゆうちょの国際送金において、関係銀行等から事故のため送金資金の受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、送金資金を当行所定の方法により返却します。この場合、返却する金額は、ゆうちょの国際送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。</p> <p><u>(2) 口座間送金において、関係銀行等から事故のため送金資金の受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、書面により、事故の内容を差出人に通知します。</u></p> <p><u>(3) 前項の通知を受けた差出人は、事故の訂正を請求しようとするときは、当行所定の方法により行ってください。</u></p>	<p>12 不備の取扱い</p> <p>ゆうちょの国際送金において、関係銀行等から不備のため送金資金の受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、送金資金を当行所定の方法により返却します。この場合、返却する金額は、ゆうちょの国際送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>13 証明資料の提示等</p> <p>国際送金又は国際送金に係る調査、取消し、事故の訂正等の各種請求があったときは、当行は、当行所定の証明資料若しくは差出人控書類の提示又はその他当行所定の方法により確認を求めることがあります。</p>	<p>13 証明資料の提示等</p> <p>国際送金の各種請求があったときは、当行は、当行所定の証明資料若しくは送金人控書類の提示又はその他当行所定の方法により確認を求めることがあります。</p>
<p>14 料金等</p> <p>(1) 国際送金に係る請求等については、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① <u>ゆうちょの国際送金及び国内非居住者円貨建て送金</u>の料金は、利用者等の口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p><u>② 口座間送金に係る調査請求、請求の取消し又は事故の訂正の料金は、現金でいただきます。</u></p> <p>③ 国内非居住者円貨建て送金に係る請求の取消し、特殊取扱、組戻し又は依頼内容の変更の料金は、振替規定第10条（料金）第2項及び第3項又は振込規定第10条（料金）第2項によりいただきます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>14 料金等</p> <p>(1) 国際送金に係る請求等については、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① <u>国際送金</u>の料金は、利用者等の口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 国内非居住者円貨建て送金に係る請求の取消し、特殊取扱、組戻し又は依頼内容の変更の料金は、振替規定第10条（料金）第2項及び第3項又は振込規定第10条（料金）第2項によりいただきます。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>19 免責</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の規定にかかわらず、記号番号等の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（次条においてこれらを併せて「偽造等」といいます。）により他人に記号番号等を不正使用され生じたゆうちょの国際送金については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、次条において同じとします。）は、当該不正なゆうちょの国際送金に係る払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>19 免責</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 前4項の規定にかかわらず、記号番号等の盗用により他人に記号番号等を不正使用され生じたゆうちょの国際送金については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、次条において同じとします。）は、当該不正なゆうちょの国際送金に係る払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>(6) (同左)</p>
<p>20 記号番号等の不正使用によるゆうちょの国際送金</p> <p>(1) 記号番号等の偽造等により、他人に当該記号番号等を不正使用され生じたゆうちょの国際送金については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は、当行に対して当該ゆうちょの国際送金に係る損害（料金及び利子を含みます。本条において同じとします。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 記号番号等の偽造等に気付いてから速やかに、当行等への通知が行われていること</p> <p>② (略)</p>	<p>20 記号番号等の盗用によるゆうちょの国際送金</p> <p>(1) 記号番号等の盗用により、他人に当該記号番号等を不正使用され生じたゆうちょの国際送金については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は、当行に対して当該ゆうちょの国際送金に係る損害（料金及び利子を含みます。本条において同じとします。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 記号番号等の盗用に気付いてから速やかに、当行等への通知が行われていること</p> <p>② (同左)</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年3月16日改定）**

現 行	改定後
<p>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他<u>偽造等</u>があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項に係る当行等への通知が、記号番号等の<u>偽造等</u>が行われた日（当該<u>偽造等</u>が行われた日が明らかでないときは、当該<u>偽造等</u>に係る記号番号等を用いて行われた不正なゆうちょの国際送金が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他<u>盗用</u>があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項に係る当行等への通知が、記号番号等の<u>盗用</u>が行われた日（当該<u>盗用</u>が行われた日が明らかでないときは、当該<u>盗用</u>に係る記号番号等を用いて行われた不正なゆうちょの国際送金が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4)～(7) (同左)</p>
<p>21 通知等のための連絡先等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>口座間送金及び国内非居住者円貨建て送金の取扱いについて差出人</u>に通知し又は照会する場合には、請求の際に<u>差出人</u>から提出された当行所定の書類その他の書類に記載された住所若しくは電話番号又は送金資金を払い出した口座について届出のあった住所若しくは電話番号を連絡先とします。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>21 通知等のための連絡先等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 国内非居住者円貨建て送金の取扱いについて<u>送金人</u>に通知し又は照会する場合には、請求の際に<u>送金人</u>から提出された当行所定の書類その他の書類に記載された住所若しくは電話番号又は送金資金を払い出した口座について届出のあった住所若しくは電話番号を連絡先とします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>23 国際送金に関する情報の通知</p> <p>当行は、業務を適正に遂行するため、請求の際に<u>差出人</u>から提出された当行所定の書類その他の書類に記載された住所、氏名、口座番号その他の情報又は第5条に定める登録に当たって届け出た口座について届出のあった住所、氏名、口座番号その他の情報を関係銀行等又は受取人に通知することがあります。</p>	<p>23 国際送金に関する情報の通知</p> <p>当行は、業務を適正に遂行するため、請求の際に<u>送金人</u>から提出された当行所定の書類その他の書類に記載された住所、氏名、口座番号その他の情報又は第5条に定める登録に当たって届け出た口座について届出のあった住所、氏名、口座番号その他の情報を関係銀行等又は受取人に通知することがあります。</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p><u>1</u> この改正規定は、<u>2025年9月1日</u>から実施します。なお、この規定において日本語版と翻訳版との間に解釈の相違等が生じた場合には、日本語版が優先するものとします。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2</u> この改正規定の実施の際、すでに成立している口座間送金について、<u>当行が第8条第3項各号の一にでも該当すると認めるときは、当行において口座間送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年3月16日</u>から実施します。なお、この規定において日本語版と翻訳版との間に解釈の相違等が生じた場合には、日本語版が優先するものとします。</p> <p><u>(削除)</u></p>

■ゆうちょダイレクト規定

現 行	改定後
<p>1 ゆうちょダイレクト</p> <p>ゆうちょダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、電話機若しくはファクシミリ（受話器付きのものに限ります。）（以下「電話等」といいます。）、又はパーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ及びスマートフォンを併せて「パソコン等」といいます。）により提供される次の取扱いです。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定期貯金の取扱い」といいます。）、口座貸越サービス、ゆうちょボランティア貯金、電信振替、振込（振込規定第1条（適用範囲）に規定する振込をいいます。以下同じとします。）、ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、国債に係る取扱い（以下「国債の取扱い」といいます。）、無通帳型総合口座（無通帳</p>	<p>1 ゆうちょダイレクト</p> <p>ゆうちょダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、電話機若しくはファクシミリ（受話器付きのものに限ります。）（以下「電話等」といいます。）、又はパーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ及びスマートフォンを併せて「パソコン等」といいます。）により提供される次の取扱いです。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定期貯金の取扱い」といいます。）、口座貸越サービス、ゆうちょボランティア貯金、電信振替、振込（振込規定第1条（適用範囲）に規定する振込をいいます。以下同じとします。）、ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、国債に係る取扱い（以下「国債の取扱い」といいます。）、無通帳型総合口座（無通帳</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年3月16日改定）**

現 行	改定後
<p>型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に規定する口座をいいます。以下同じとします。）への切替並びに口座間送金（国際送金規定第3条（定義）第2項（同項中「本支店等で、当行所定の書類を提出して請求する方法」とあるのは「インターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の画面の操作手順に従って請求する方法」と読み替えるものとし）に規定する口座間送金をいいます。以下この条、第21条及び第23条において同じとします。）及び国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第3項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）（以下口座間送金及び国内非居住者円貨建て送金を併せて「口座間送金等」といいます。）の取扱い（以下「ダイレクトサービス」といいます。）</p>	<p>型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に規定する口座をいいます。以下同じとします。）への切替及び国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）の取扱い（以下「ダイレクトサービス」といいます。）</p>
<p>6 暗証及びログインパスワード並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード等の管理等 (1)～(4)（略） (5) 前項により交付又は再交付する場合において、当行は届出のあった氏名、住所にあててトークンを発送すれば足り、到達しなかった場合であっても、トークンの再送付は行いません。なお、この場合、第23条第1項⑦により当行が利用者から受領した料金は返金しません。利用者は改めて前項の請求をするものとしします。 (6)～(17)（略）</p>	<p>6 暗証及びログインパスワード並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード等の管理等 (1)～(4)（同左） (5) 前項により交付又は再交付する場合において、当行は届出のあった氏名、住所にあててトークンを発送すれば足り、到達しなかった場合であっても、トークンの再送付は行いません。なお、この場合、第23条第1項⑥により当行が利用者から受領した料金は返金しません。利用者は改めて前項の請求をするものとしします。 (6)～(17)（同左）</p>
<p>14 ゆうちよPay-easy（ペイジー）サービス (1) インターネットペイジーサービスは、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この条及び第22条第3項において「収納機関」といいます。）から請求された税金、各種料金等の支払に充てるため、当該請求額に相当する利用者の振替口座の預り金を収納機関の指定する振替口座（第22条第3項及び第23条第1項⑤において「収納通知口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱い及び電信振替に係る特殊取扱、又は利用者の振替口座の預り金を払い出してする電信現金払（現金払規定第2条（現金払の種類）に規定する電信現金払をいいます。第5項において同じとします。）の取扱い及び当該払出金を国庫金の納付に充てる取扱いです。 (2)～(10)（略）</p>	<p>14 ゆうちよPay-easy（ペイジー）サービス (1) インターネットペイジーサービスは、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この条及び第22条第3項において「収納機関」といいます。）から請求された税金、各種料金等の支払に充てるため、当該請求額に相当する利用者の振替口座の預り金を収納機関の指定する振替口座（第22条第3項及び第23条第1項④において「収納通知口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱い及び電信振替に係る特殊取扱、又は利用者の振替口座の預り金を払い出してする電信現金払（現金払規定第2条（現金払の種類）に規定する電信現金払をいいます。第5項において同じとします。）の取扱い及び当該払出金を国庫金の納付に充てる取扱いです。 (2)～(10)（同左）</p>
<p>15 連動振替決済サービス (1) 連動振替決済サービスは、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この項及び次項において「収納機関」といいます。）のインターネット上の商店等における商品の販売又は役務の提供等に係る代金額の支払に充てるため、当該代金額に相当する利用者の振替口座の預り金を、収納機関があらかじめ指定する振替口座（第3項、第4項及び第23条第1項⑥において「指定口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱いです。 (2)～(6)（略）</p>	<p>15 連動振替決済サービス (1) 連動振替決済サービスは、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この項及び次項において「収納機関」といいます。）のインターネット上の商店等における商品の販売又は役務の提供等に係る代金額の支払に充てるため、当該代金額に相当する利用者の振替口座の預り金を、収納機関があらかじめ指定する振替口座（第3項、第4項及び第23条第1項⑤において「指定口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱いです。 (2)～(6)（同左）</p>
<p>21 <u>口座間送金等</u> (1) <u>利用者は、口座間送金の請求後に、当行所定の期間において、口座間送金の処理の経過について調査を請求（第23条第1項③において「調査請求」といいます。）することができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u> (2) <u>前項の請求があったときは、当行は、関係銀行等への照会その他の調査をし、その結果を当行所定の方法により利用者に通知します。関係銀行等から送金資金が受取人の銀行口座等（国際送金規定第3条（定義）第1項に規定する銀行口座等をいいます。第5項において同じとします。）に受け入れられていない旨の通知があったときは、利用者の指示</u></p>	<p>21 <u>国内非居住者円貨建て送金</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年3月16日改定）**

現 行	改定後
<p>に従い、口座間送金の再送の取扱い又は戻入れをします。この戻入れについては、第4項を準用します。</p> <p>(3) <u>利用者は、口座間送金の請求後に、当行所定の期間において、口座間送金の請求の取消し（第23条第1項③において「請求の取消し」といいます。）を請求することができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p>(4) <u>前項の請求がなされた場合において、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、送金資金を利用者の振替口座に戻し入れます。この場合の戻入金額は、口座間送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。</u></p> <p>(5) <u>関係銀行等から事故のため送金資金の受取人への払渡し又は受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、当行所定の方法により、事故の内容を利用者に通知します。当該通知を受けた利用者は、当該事故に伴う訂正（第23条第1項③において「事故の訂正」といいます。）を請求しようとするときは、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p>(6) <u>ダイレクトサービスにおける国内非居住者円貨建て送金については、第12条（第1項なお書及び第2項を除きます。）及び第13条（第1項なお書を除きます。）により取り扱います。なお、取扱いに関し、当行所定の確認を行います。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ダイレクトサービスにおける国内非居住者円貨建て送金については、第12条（第1項なお書及び第2項を除きます。）及び第13条（第1項なお書を除きます。）により取り扱います。なお、取扱いに関し、当行所定の確認を行います。</p>
<p>23 料金</p> <p>(1) このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 電信振替（<u>⑤</u>及び<u>⑥</u>の電信振替を除きます。）及び特殊取扱の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② （略）</p> <p><u>③ 口座間送金の調査請求、請求の取消し及び事故の訂正の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</u></p> <p><u>④ 国内非居住者円貨建て送金及び特殊取扱の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</u></p> <p><u>⑤ インターネットペイジーサービスにおける電信振替及び特殊取扱の料金は、次によりいただきます。</u></p> <p>A 電信振替の料金は、振替金を受け入れる収納通知口座の加入者から料金を負担する旨の申出がある場合は、当該収納通知口座の預り金から控除することによりいただきます。それ以外の場合は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>B 特殊取扱の料金は、振替金を受け入れる収納通知口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p><u>⑥ 連動振替決済サービスにおける電信振替の料金は、振替金を受け入れる指定口座の加入者から料金を負担する旨の申出がある場合は、当該指定口座の預り金から控除することによりいただきます。それ以外の場合は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</u></p> <p><u>⑦ 第6条第4項によりトークンの交付又は再交付をするときは、当行所定の料金を利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。ただし、利用者の振替口座から料金を控除できない場合は、トークンの交付又は再交付はいたしません。</u></p> <p><u>(2) 口座間送金等については、前項③及び④の他に、関係銀行等が送金資</u></p>	<p>23 料金</p> <p>(1) このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 電信振替（<u>④</u>及び<u>⑤</u>の電信振替を除きます。）及び特殊取扱の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② （同左）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>③ 国内非居住者円貨建て送金及び特殊取扱の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</u></p> <p><u>④ インターネットペイジーサービスにおける電信振替及び特殊取扱の料金は、次によりいただきます。</u></p> <p>A 電信振替の料金は、振替金を受け入れる収納通知口座の加入者から料金を負担する旨の申出がある場合は、当該収納通知口座の預り金から控除することによりいただきます。それ以外の場合は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>B 特殊取扱の料金は、振替金を受け入れる収納通知口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p><u>⑤ 連動振替決済サービスにおける電信振替の料金は、振替金を受け入れる指定口座の加入者から料金を負担する旨の申出がある場合は、当該指定口座の預り金から控除することによりいただきます。それ以外の場合は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</u></p> <p><u>⑥ 第6条第4項によりトークンの交付又は再交付をするときは、当行所定の料金を利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。ただし、利用者の振替口座から料金を控除できない場合は、トークンの交付又は再交付はいたしません。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年3月16日改定）**

現 行	改定後
<p style="text-align: center;"><u>金から仲介手数料、口座登記料等を控除する場合があります。</u></p> <p>(3) 国庫金に関するインターネットペイジーサービスについては、料金が免除されます。</p>	<p>(2) 国庫金に関するインターネットペイジーサービスについては、料金が免除されます。</p>
<p>24 取扱内容の確認</p> <p>(1) このサービスによる預入の取扱い、払戻しの取扱い、電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス、投資信託取引、国債の取扱い又は<u>口座間送金等</u>の取扱内容については、総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳が本支店等に提出されたとき若しくはATMで当該通帳による取扱いをしたときに記入し又は当行所定の方法により通知しますので、内容を確認してください。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>24 取扱内容の確認</p> <p>(1) このサービスによる預入の取扱い、払戻しの取扱い、電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス、投資信託取引、国債の取扱い又は<u>国内非居住者円貨建て送金</u>の取扱内容については、総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳が本支店等に提出されたとき若しくはATMで当該通帳による取扱いをしたときに記入し又は当行所定の方法により通知しますので、内容を確認してください。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>27 免責事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前4項の規定にかかわらず、記号番号等の<u>偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（次条において「偽造等」といいます。）</u>により他人に記号番号等を不正使用され生じた電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス及び国内非居住者円貨建て送金（この条及び次条において「電信振替等」といいます。）については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、当該不正な電信振替等に係る振替金、振込金又は払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>(7)～(9) (略)</p>	<p>27 免責事項</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 前4項の規定にかかわらず、記号番号等の<u>盗用</u>により他人に記号番号等を不正使用され生じた電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス及び口座間送金等（この条及び次条において「電信振替等」といいます。）については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、当該不正な電信振替等に係る振替金、振込金又は払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>(7)～(9) (同左)</p>
<p>28 記号番号等の不正使用による電信振替等</p> <p>(1) 記号番号等の<u>偽造等</u>により、他人に当該記号番号等を不正使用され生じた電信振替等については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は、当行に対して当該電信振替等に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 記号番号等の<u>偽造等</u>に気付いてから速やかに、当行等への通知が行われていること</p> <p>② (略)</p> <p>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他<u>偽造等</u>があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項に係る当行等への通知が、記号番号等の<u>偽造等</u>が行われた日（当該<u>偽造等</u>が行われた日が明らかでないときは、当該<u>偽造等</u>に係る記号番号等を用いて行われた不正な電信振替等が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>28 記号番号等の不正使用による電信振替等</p> <p>(1) 記号番号等の<u>盗用</u>により、他人に当該記号番号等を不正使用され生じた電信振替等については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は、当行に対して当該電信振替等に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 記号番号等の<u>盗用</u>に気付いてから速やかに、当行等への通知が行われていること</p> <p>② (同左)</p> <p>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他<u>盗用</u>があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項に係る当行等への通知が、記号番号等の<u>盗用</u>が行われた日（当該<u>盗用</u>が行われた日が明らかでないときは、当該<u>盗用</u>に係る記号番号等を用いて行われた不正な電信振替等が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4)～(7) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年<u>1月5日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年<u>3月16日</u>から実施します。</p>

■スマートフォンアプリ利用規定

現 行	改定後
<p>第16条（国内非居住者円貨建て送金）</p> <p>本アプリにおける国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第3項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）については、<u>前2条</u>により取り扱います。なお、取扱いに関し、当行所定の確認を行います。</p>	<p>第16条（国内非居住者円貨建て送金）</p> <p>本アプリにおける国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）については、<u>第14条及び第15条</u>により取り扱います。なお、取扱いに関し、当行所定の確認を行います。</p>
<p>第33条（本アプリの不正使用による機械払及び通常払込み等）</p> <p>1 前条第1項にかかわらず、利用者情報の<u>偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（以下本条において「偽造等」といいます。）</u>により、他人に本ア</p>	<p>第33条（本アプリの不正使用による機械払及び通常払込み等）</p> <p>1 前条第1項にかかわらず、利用者情報の<u>盗用</u>により、他人に本アプリを不正使用され生じた機械払及び通常払込み等については、次の各号のす</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年3月16日改定）**

現 行	改定後
<p>プリを不正使用され生じた機械払及び通常払込み等については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は、当行に対して当該機械払又は当該通常払込み等に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 利用者情報の偽造等に気付いてから速やかに、当行への通知が行われていること</p> <p>② （略）</p> <p>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他偽造等があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の規定は、第1項に係る当行への通知が、利用者情報の偽造等が行われた日（当該偽造等が行われた日が明らかでないときは、当該利用者情報を用いて行われた不正な機械払又は通常払込み等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>4 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は、補てん責任を負いません。</p> <p>① （略）</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて又はこれに付随して利用者情報の偽造等された場合</p> <p>5～7 （略）</p>	<p>べてに該当する場合、利用者は、当行に対して当該機械払又は当該通常払込み等に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 利用者情報の盗用に気付いてから速やかに、当行への通知が行われていること</p> <p>② （同左）</p> <p>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗用があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 前2項の規定は、第1項に係る当行への通知が、利用者情報の盗用が行われた日（当該盗用が行われた日が明らかでないときは、当該利用者情報を用いて行われた不正な機械払又は通常払込み等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>4 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は、補てん責任を負いません。</p> <p>① （同左）</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて又はこれに付随して利用者情報の盗用された場合</p> <p>5～7 （同左）</p>

以上